

弊害防止措置等について（案）

1. 弊害防止措置

（1）不当関与禁止規定（外弁法 49 条の 2 第 3 項）の活用

共同事業又は雇用との関連における外弁法 4 条違反の行為を注意的に規制するとともに、外弁が弁護士事務所の運営に関する事務に不当に関与する行為を規制する（注）こととしてはどうか。

（注）弁護士と外弁がそれぞれ別個の事務所を経営しつつ、限定された法律事務の範囲内での共同事業を行う場合に限る。

外弁法

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行ってはならない。

第四十九条の二 3 外国法事務弁護士は、第一項の規定による共同の事業（以下「特定共同事業」という。）を営む場合において、当該特定共同事業に係る弁護士が自ら行う法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。

（不当な関与の典型例）

特定共同事業に係る弁護士が、特定共同事業の対象となる法律事務その他の業務を行うに際し、その業務に外弁が関与することによって、実質的に当該外弁が自ら権限外の法律事務を取り扱っているのと同視し得るような場合。

特定共同事業に係る弁護士が、特定共同事業の対象とはならない法律事務その他の業務を行うに際し、その業務に外弁が関与することによって、実質的に当該外弁が特定共同事業の対象とはならない法律事務を取り扱っているのと同視し得るような場合。

外弁が、特定共同事業に係る弁護士に対し、特定共同事業の対象とはならない法律事務を取り扱うことがないように働きかけ、弁護士の職務範囲を狭める結果をもたらすような場合。

（2）届出制

弁護士と外弁が共同の事業を営む場合、又は、外弁が弁護士を雇用する場合には、外弁に、共同の事業又は雇用に係る事項（現行特定共同事業と同程度のもの）を日弁連に届け出ることを義務づけてはどうか。

外弁法

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

(3) 弁護士の職務経験要件

弁護士と外弁が共同の事業を営む場合、又は、外弁が弁護士を雇用する場合の、弁護士の職務経験要件（5年要件）のあり方（注）

（注）共同事業禁止と雇用禁止は趣旨を共通にすることから、職務経験要件の取扱いについては、共同事業の場合と雇用の場合において、基本的に一律とすべきと考えられる。

(4) 綱紀・懲戒手続の充実化

2. 共同事務所の名称のあり方

弁護士と外弁が共同経営する事務所（共同事務所）の名称のあり方（「法律事務所」とするか、又は、第三類型の名称（注）とするか）

（注）第三類型の名称として、「法律・外国法事務弁護士事務所」、「弁護士・外国法事務弁護士事務所」、「共同事業法律事務所」などが考えられる。

共同事務所の名称中には、外弁の所属事業体の名称を使用することができるとしてはどうか。

外弁法

第四十五条 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。

2 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

- 一 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がない場合
- 二 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がある場合において、その外国法事務弁護士と事務所を共にするとき。

3 . 外弁と弁護士法人との共同事業のあり方

外弁と弁護士法人との共同事業を容認することの妥当性

弁護士法人の社員たる弁護士の職務経験要件のあり方

外弁と弁護士法人との共同事務所の名称中における外弁の所属事業体の名称使用の当否

外弁法

第四十九条 2 外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士若しくは弁護士法人と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士若しくは弁護士法人が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。

4 . その他